

広告媒体仕様書

1 広告媒体・設置施設の概要

広告募集媒体	TVモニター設置による広告掲載及び行政情報の放映
設置施設	大阪市西淀川区役所
設置施設の所在地	大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号
利用時間	・月曜日～木曜日、第4日曜日 午前9時00分～午後5時30分 (第4日曜日は1階の一部担当のみ) ・金曜日 午前9時00分～午後7時00分 (金曜日の午後5時30分～午後7時00分の間は1階及び2階の一部担当のみ) ・その他、臨時開庁日(年度末・年度始めの日曜日で大阪市が定める日等) ・土曜日、上記以外の日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は閉庁 ※利用時間については、公募要項公開時点のものであり、変更する場合があります。
施設の特徴	・JR東西線御幣島駅直結で、利便性の高い庁舎です。地下1階には西淀川図書館が所在します。 ・交通の便がよいことから、隣接している淀川区をはじめ、他区や兵庫県などのお客様も来庁されます。 ・来庁者数:1,200人程度／1日(推計)

2 広告の規格

放送内容	TVモニターを区庁舎内に設置し、広告及び行政情報を放映
設置場所・台数	・計4台(1階フロアに3台、2階フロアに1台) ・指定する設置予定場所(1階区民ロビー及び2階待合スペース 別図参照)にTVモニターを設置していただきます。なお、設置場所の詳細は、別途協議の上決定します。 ・設置期間中にレイアウトの変更などにより、設置場所を変更する必要がある場合は、協議の上、変更いただくこととします。
画面サイズ・音声	(1階) 37～45インチ以内(横型)・・・3台(音声放送可) (2階) 37～45インチ以内(横型)・・・1台(音声無し)
画素数	1920×1080以上
解像度	フルHD
型式	液晶式薄型(有機EL等の液晶に準じた形式も可能)
その他	・省電力 ・自動電源 ON/OFF機能 ・赤外線式リモコン付属 ・1階に設置するモニター3台のうち1台は天井吊り型とする

3. 設置にあたっての条件

設置期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日(年度単位で最長令和12年3月31日まで更新可能)
放映時間	開庁時間内を基本としますが、別途協議の上決定することとします。 なお、放映時間外は、タイマー等により自動的にON/OFFできるよう設定していただきます。
設置にかかる費用等	TVモニターは、設置事業者に設置いただきます。 また、設置、撤去及び保守運営にかかる一切の費用は設置事業者に負担いただきます。
使用料	価格提案いただいた使用料に加えて、放映にかかる電気使用料を別途お支払いいただきます。
その他の条件	・TVモニターで放映する広告の内容等は、事前に「大阪市西淀川区役所 行政財産広告掲出要領」に基づいて審査したものを放映していただきます。原稿の提出方法等は別途調整します。 ・行政情報は、全体の放映時間の4分の1程度放映してください。また、映像回数・管理等については、協議の上決定します。 ・行政が放映したい内容がある場合は、随時追加できるものとします。 ・TVモニターで放映する行政情報は、区が提出した原稿をもとに設置事業者で制作いただくことを条件とします。放映スケジュールについては、別途協議の上決定します。 ・TVモニターは、音声を任意に調整できるようにしてください(2階は基本的に音声無しで運用)。 ・放映するデータの入れ替え(行政情報を含む)は、設置事業者で放映内容を変更することに行ってください。 ・TVモニターに台座を用いる場合は、車輪等による可動式のものとし、台座の下部に区役所が利用できるチャシラックを数個設けてください。また、広告映像に関連したチラシをラックに掲出いただくことが可能です。 ・本仕様書に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度、当区と協議してください。